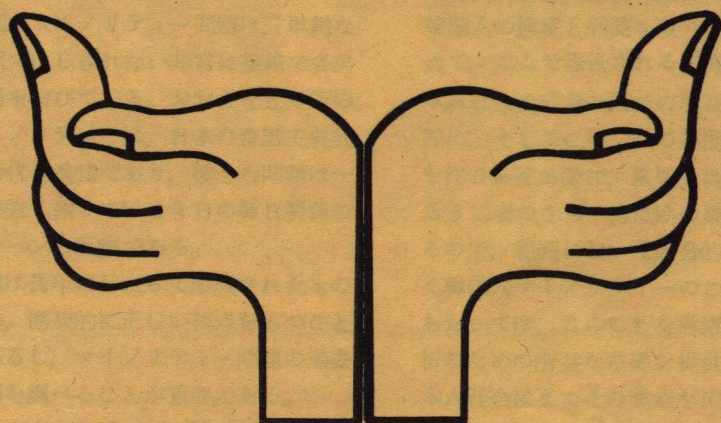


民闘連

ニュース

1977. 4 第20号



目 次

■論文紹介 在日韓国人の意識と実態(1)	韓 培 浩	1
■見切り発車こそが差別	名古屋市民の会	3
■日本人の教育実践報告		
在日朝鮮・韓国人生徒をクラスにもって	後 藤 周	6
■ミ=情報		9
■資料 在日韓国人金敬得君の司法修習生採用問題に関する意見書(4)		10
■資料 在日韓国・朝鮮人の基本的人権の保障について		14
■資料 在日韓国人の生活擁護のための人権宣言		15
■在日韓国人に関する資料(1)		
在日韓国人の人口推移(1885~1976)		16
■編集後記		19
■資料案内		20

●論文紹介

在日韓国人の意識と実態 (1)

— 大阪・生野区における在日韓国人を対象として —

韓 培浩 (ハン・ペエホ)
(高麗大学教授)

■序 論

在日韓国人マイノリティー問題は、単純な説明や解釈ではしきれない非常に複雑で多層的な性格をおびている。おおよそ60万の韓国人マイノリティーは、日本の帝国主義的領土拡張時代の遺産であり、彼らの問題は一部には、根強く残っている今日の韓日関係の複雑なパターンの反映である。

この問題は長年にわたって形成されたものであるため、歴史的に正しい視点をもつことが重要であるし、マイノリティー問題の過去現在の原因を調べるのが重要である。

しかしながら、私達のこの問題に対する研究方法は、歴史的というよりむしろ基本的に社会学的である。マイノリティーとして、在日韓国人は苛酷な差別や排外、そして差別的待遇を受けている。彼らは自分達を被差別集団と考えるようになったし、又、否定的な含みをもって、日本人にそのようなものとして思われている。彼らには力量がなく、それゆえ日本社会において、地位向上のため組織化された行動をほとんど取ることができない。

一般に他のマイノリティーと同じように、在日韓国人は、韓国人マイノリティーの内からの内集团的同一視と、日本人マジョリティーの外集団からの偏見の結果、一連の典型的な態度を展開する傾向がある。彼らはまた、日本社会の中に韓人居住地を作り上げることによって、自己融離の集団としてふるまう傾向がある。

この研究では、私達は同族集団の成員、また、限定された範囲で、マジョリティー —

日本人及び日本社会の成員 — に対する在日韓国人の態度と認識を取り扱っている。この点で、ここで報告される研究は、韓国人と日本人社会の成員の間での相互の認識を形作る際に、そしてこの二つの集団での対立の根源を作りあげる際に、重要な他者として影響しあう二者のうち一方だけの集団に限られているので、範囲において部分的である。おそらく韓国人マイノリティーのこれからの研究にあたっては、このことを考慮に入れ、比較分析のための有益な基礎を提供するために、日本人社会にまでその焦点を広げなくてはならないだろう。それゆえ、ここで報告される研究は、韓国人マイノリティーに関係したいくつかの厳しい問題を知らせ、韓国人マイノリティーに関するより進んだ調査のための基本的な原理を説明することをねらった、調査上の試みであると指摘しなくてはならない。

■韓国人 — 日本人の反目の歴史的要因

在日韓国人マイノリティーの長年にわたる性質を鑑みて、韓日間の反目の根元を再び見てみる必要があると思われる。よく知られているようにこの二ヶ国は、疑惑プラス相互軽蔑の長年の積み重ねられた感情で、数世紀もの間互いに対立していた。韓国関係は、19世紀後半の日本の領土拡張政策によって、見込みなく後退し、日本に対するぬぐいさることのできない深い不信や憎悪の跡を韓国民衆の心にのこした。

1910年の日本の韓国併合以来、日本人は長い間韓国を軽蔑してきた。神聖な起源と

神聖な使命だとする、日本民族優秀性の仮定は、4世紀の日本の韓国征服のような神話（伝説）を歴史的事実として呈するほどまでに強化された。これがついには文化的ジェノサイドを企むに到った。そのような恩きせがましきは、同胞への日本人の特異な判断やイメージにかなり明らかに表われている。朝鮮総督府の報告では、韓民族を「鈍感、破廉恥、検約・大望の欠除そしてとりわけ怠惰」としている。のちにある日本の警察用に在日韓国人マイノリティーに関する参考（手引き）書を書き、「一般に朝鮮人は、文化的及び教育水準が低く、順法精神に欠けている。そのうえ、こびへつらうところがあり、指導者には盲目的に従う傾向がある」と言っている。彼はさらに言いつづけている「感情的であり、非常に執念深く、のみならず巧妙なほど利己的であり、ずるがしこく、金使いが荒く、みえっぱりであり、労働意欲に欠けている」。

1958年、サンケイ時事に載っていた記事では、悪い質の韓国人と良い質の日本を対比させてあった。

『私たちは朝鮮人を気のやさしい温和な立派な国民だと考えていた。しかし、経験からすると、温和ですなおとは思えない。よく考えてみると、日本人に表われる態度の方がすなおで美しい。このことは、日本人が朝鮮人とはほとんど和することができなと私に感じさせる。日本と朝鮮は隣国同志であるけれども、両国が一致することができないあまりにも多くの出来事が起った。

私達は非常に残念に思う。どうもこれは両国民の性質の差によるようである。』

このような軽蔑的な一般化は、偏見に満ちている。そしてただ単に特異なケースとして片づけられない。日本の世論調査や類似の調査でも、韓国人に対する深い偏見が確証されている。1954年、1959年に熊本大学で行なわれた調査では、232人の学生に、好き嫌いと優劣スケールの20の国籍欄に等級を質問表に満たすよう求めた。この調査では、韓国人は、好き嫌いでは最下位にランクされ、優劣スケールでは最下位から二番であ

った。

結局、韓国人に対する日本人の態度は軽蔑的なものである。韓国に関する日本の指導的歴史家の旗田巍によれば、日本人のステレオタイプされたイメージは、明治維新以来の大陸の領土拡張の中で感じとった感情によって形成された。特に韓国人への、又一般にアジア人への自然な優越感は、高度に産業化された日本とは著しく異って、時代遅れの、未開発の国民（民族）という蔑視に結びつくようになった。日本人の韓国人像はステレオタイプへと変って、敗戦後でさえも修正されていない。

しかし韓国人もまた同様に日本人に対して偏見を持っている。日本人をウエノム（倭好）——小さな野蛮人——と呼びつけ、17世紀以前の文化的貢献を語りつづけている。けんか好きで、強欲な民族としての日本の履歴とは異って、他国への侵略をしたことは決してなかった平和を愛する国として、精神的な優秀さをはっきり述べる。韓国人は、今でも国の経済的低迷を近代植民地主義のためだとしがちである。

より特徴的なのは、日本人に対する韓国人の態度は恨み、敵意、恐れ、そして、ねたみというものである。とりわけ、疑念——それは深く歴史にはめこまれた、特に近代史において——である。韓国の公式な報告によると多くの韓国人の間で、「日本人は韓国人を同格には扱わない」という信念があからさまに言い表わされている。日本の支配は終わったにもかかわらず、日本人は征服者としての昔の支配を忘れられず、大韓民国と交渉する際に思いあがりや韓国の全てのものに対する蔑視の態度を表わすと思っている。

しかしながら、かつての植民地支配者に対する韓国民衆の気持は、必ずしも明確ではない。しんらつき、敵意、恐れは、主に韓国の知識人の間にある。彼らはナショナリズムを燃え立たせるリーダーであり、また、民族の誇り（特に対日関係に）に敏感である。韓国の民衆は日本に対しては無関心ではあるが、知識人の間ではアンビバランスがあることは

言うまでもないことである。

1962年5月、ソウルの日刊紙京郷(キョンヒョン)新聞は、韓国社会統計センターと協力して、日本、アメリカ、西ドイツ、フィリピン、中華民国、南ベトナム、インド、ソビエトに対する感情やそれらに関する所信について様々な年代の2,732人にインタビューをした。評点のための回答の割りあては「たいへん良い」「良い」「そんなに悪くない」「非常に悪い」であった。「非常に悪い」

というカテゴリーには、ソビエトについて二番目に日本が位置づけられた。(日本に対しては5.8%で、ソビエトに対しては44.2%)日本はまた、アメリカ、西ドイツ、イギリス中華民国の後について「たいへん良い」に位置づけられた。このように多くの韓国人は、日本に対する賞賛と敵意との二つにわかれている。

(つづく)

[訳・李貴陽]

見切発車こそが差別

— 市の窓口，市職労との交渉 —

在日朝鮮人への差別撤廃を 名古屋市民の会

市民の会では、名古屋市の「昼休み窓口業務開設」における、在日朝鮮人・韓国人への差別に対し、この業務を率先して実施しようとした市職労に公開質問状を送り、抗議の意を表明すると共に、市職労としての見解を明らかにするよう求めました(11月14日付)。

しかし期限が来ても何の返答もなく、その後の催促もいっさい無視、という対応ぶりだったのです。その対応に怒りを感じた私達市民の会は、2月2日、直接市職労に出向いて回答を要求しました。

そこでは、業務を三つ(住民票の写し、印鑑証明、戸籍謄抄本の証明事務)に限定した理由として、「昨年4月からアンケートをとったところ、上記の3つがほとんどであったとか、外国人を除いた理由については、「今すぐにはできないのではずした。やる気がないのではない。」とか、『外国人を除く』と提案したのは市職労であるのに、「できる体制をつくるよう市に要求した」などのおかしな答え、さらにひどいのは、市職労の基本的な姿勢については「全体的な考えのことなの

で、各局への問いあわせに時間がかかっている。一部だけでは不十分だと思った」などという全く人をバカにした対応でした。

そこで市民の会では、「市職労には在日朝鮮人・韓国人が全く見えていない」と、次のような抗議文を送りました。

抗議文

私達「在日朝鮮人への差別撤廃を、名古屋市民の会」は、昨年11月14日付で貴市職労あてに公開質問状を送り、「昼休み窓口業務開設」からの在日朝鮮人・韓国人の除外に対して抗議の意を表わし、又、市職労としての見解を明らかにするよう求めました。しかし、一週間以内という期限があったにもかかわらず、何の音沙汰もなく、12月1日の実施となってしまいました。12月1日には、名古屋市と市職労あてに、抗議電報を送り、12月6日の朝日新聞「声」欄に投書が載りましたが、以後何の回答もありませんでした。

そこで、2月2日、私達が直接市職労に出向いて回答を要求しましたが、そこで得られ

た回答は、はなはだ不十分であり、(3つの項目のうち1つだけ、それも不十分)内容も責任のがれの不誠実なものであり、公開質問状の意図とは全くかけはなれたものでしかありませんでした。

私達「差別行政撤廃を求める「市民の会」では、労働組合としての貴市職労の誠意のなさに、強い怒りを感じています。市民の問いにも答えられない「市民団体、市民運動との共闘」とは、いったい何であるのか疑問を感じます。再三の請求に何の回答もなく、こちらが出向いても満足な回答が得られないということは、貴市職労には、在日朝鮮人・韓国人の存在が全く見えていない、と思わざるをえません。

名古屋市の差別行政を黙認するだけでなく新たな差別を作り出すのが市職労の方針だとするなら、労働組合としての内実が問われるはずです。

私たちは、国民健康保険、敬老パス、児童手当、公営住宅入居における、名古屋市の在日朝鮮人・韓国人に対する差別行政に抗議してきたものとして、今回の市職労の態度は断じて許せません。

今回のことは、市職労が在日朝鮮人・韓国人問題を何ら真剣に考えていないことの現われであると思われます。私達はこうした市職労の姿勢に深く反省を促すと共に、在日朝鮮人・韓国人問題について真剣に討議し、残った項目に対する回答を早急に出されるよう要求するものです。

なお、3月3日までに責任ある回答が得られない場合には、大衆的な抗議行動を起さざるをえません。

(2月23日付中江委員長あて)

この抗議書に対して、3月2日付で、次のような回答が届きました。

在日朝鮮人への差別撤廃を、

名古屋市民の会 殿

自治労・名古屋市職員労働組合
執行委員長 中 江 滋

前略

11月17日付貴殿の公開質問状への回答が大変おくれ、貴殿に大変ご迷惑をおかけしていることを心からおわび申し上げます。

さて、貴殿からの質問項目について、市職労として次のように考えておりますので、よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。

まず、ご質問事項の第一項目、「外国人を除く……」についてであります。区役所窓口業務にの改善について、昨年4月下旬から6月末日までの約2ヶ月間、北・中・中川の3区役所市民課で昼休み窓口の試行を行いました。そしてその結果に基いて昨年9月の第2回中央委員会で(1)窓口開設時間中に来庁できない市民の要求に応えていく(2)不必要もしくは廃止可能な証明書の廃止をはかる(3)法律で義務づけられている届け書の届け出に要する時間については、雇用主が有給で保障するよう法律等の改正をはかる、を窓口改善の三つの課題として組合のとりくみを強めることを決定しました。

これらの改善課題については、市民のみなさんとの連携を強め、全市民的な運動として発展させなければ改善が困難であります。現在の職員配置のままで、私たち自身の努力で、できる限りの改善をはかろうという認識から、区役所(支所)の市民課窓口業務のうち、試行期間中に最も多くかつ業務内容としても比較的簡単な業務である「印鑑証明、住民票、戸籍謄抄本の交付」の三業務に限って昼休みに業務を行ない、市民の要求に応えていくことを16区役所支部の協議機関で検討決定し、12月1日から前記三業務について昼休み業務の実施にうつしたところであります。

16区役所支部の協議機関で「外国人の印鑑証明などは、職員研修を行なえば昼休み業務に加えることも不可能ではない」との意見も出され、協議をした結果、「とりあえず前記三業務を実施し、外国人の印鑑証明などに

については、今後具体的な検討をしていく」ことを確認しました。

市職労としては、現在、職場で、あるいは職制の窓口業務改善検討委員会で検討を進めています。

市職労としては、この検討の結果に基いて結果を出すことにしていますので、いましばらくの間検討時間をいただきたいと思います。

次にご質問事項の(2)(3)差別行政や恩恵的な諸施策についての市職労の方針と姿勢についてであります。市職労として在日朝鮮人・韓国人の人々への差別はあるべきではない、という基本的な考えをもっています。そしてこれまでも個々の課題については、自治労や総評・愛労評などとともに、在日朝鮮人・韓国人のみなさんと共同闘争などを進めてきたところでもあります。

しかし、市職労として具体的な課題として運動方針化し、日常的に運動を進める状況に至っておりません。今後組織強化をはかりながら、在日朝鮮人・韓国人のみなさんとの連携を強め、私どもの基本的な考え方である「在日朝鮮人・韓国人の人々への行政差別はあるべきでない」に基いて、具体的な運動を発展させる方向を追求していきたいと考えています。

以上、貴殿のご質問について私どもの考え方と若干の経過をきわめて簡単にお答えいたしましたので、よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。

草々

この回答を読んで、やはり市職労には在日韓国人・朝鮮人が見えていないと感じざるをえませんでした。日本人をさきに見切り発車して、外国人はあとまわし、という体質——あとで検討すればそれでよいという体質——は、差別そのものであると思います。これでは、「市民サービス」をすればするほど、外国人へのサービスは悪くなるということになります。この文面からは、最初から在日朝鮮人・韓国人は配慮の外ということしか汲みとれません。差別をしていないというのなら、

外縁行政の煩雑さをなくす努力を労働組合としてどれだけやっているのでしょうか？見切り発車そのものが、気づかなくても差別なのです。／

日本人の 教育実践報告

民族問題の経過と問題点

昨年度教研の実態調査の過程、教研集会の中で具体的に表われた教師の反応—「部落と朝鮮はタブー」「在日朝鮮人も日本人と同じように差別しないで教育している」「在日朝鮮人子弟が多く在籍している分会ほど、アンケートの回答を拒否」「第三国人」、教委、管理職の対応—在日朝鮮人子弟を全く日本人同様に扱う同化教育の方針。これらの問題性をどう克服していくのか私たちに課せられた課題であった。

何故、日本人教師は「在日朝鮮人」を見ることができないのだろうか。見ることでできる作業をどう進めていったらよいのだろうか。在日朝鮮人が、日本社会の中でおかれている現実を見ずえきることによってしか、その作業は進められないだろう。日本国家は、煮てもやいても自由という中に、在日朝鮮人を押し込め抑圧しており、教育もまた、他民族を抑圧する教育であり、同化と排除の意識で見たり接したりするということは、日本民族が帝国主義意識から未解放だからである。だからこそ、「教育」は、在日朝鮮人にとっては民族を解放していく教育であり、同時に日本人にとっては、抑圧者の教育に対抗する教育でなければならない。

「在日朝鮮人」を見るための具体的提起として、本名を呼ぶ運動がある。それは、他者の存在を理解できない抑圧者としての日本人意識を、在日朝鮮人が何故本名を名乗らないのかという事を学ぶことによって、実践的に克服していく課題としてある。本人、家族、

学級集団、学校体制のあり方そのものが、具体的に問われてくる。

更に、今次教研を準備する過程で、進路問題のアンケート調査を行ったが、この問題の重要性について考えて欲しい。「在日朝鮮人は多くの企業で採用してくれない。自力で生きていけるように、手に職をつけたい。」

「進学先が朝鮮人であることを理由に入学拒否の態をとったので、進学先を変えざるをえなかった。」「大学進学の道をえらんでも、卒業後の就職口がない。何の為に勉強しているのかわからない。」「民族学校に進学しても希望する大学に行けないので悩んでいる。」

進学や就職そして結婚という人生の大きな結節点で、否応なく朝鮮人であるということに対決せざるをえない在日朝鮮人子弟にとって、学校の中で日本人と同じに扱われて育つということが、どんな意味を持つのか考えて欲しい。

（横浜市教職員組合、教育研究集会「人権と民族」分散会）

在日朝鮮・韓国人生徒を クラスにもって

後 藤 周
（横浜市蒔田中学教師）

（一）学年会で

「Mが朝鮮人であることなど知りたくなかった。今までM／＼となんの気がねもなく叱ることができたのに、もう叱れなくなる。そんな話は聞きたくなかった。」昨年度の末、新2年生クラス分けの学年会でY先生が発言する。私がこの学年に5名の朝鮮・韓国人生徒がいること。彼らが14才、即ち中学2年生のうちに、外国人登録証の携帯を義務づけられ、外国人であることを確実に知ること。こういう時期であるからこそ、私たちが彼らの民族的自覚をうながす方向でとりくまねばな

らないこと。具体的には、5名をひとクラスに集中することを提案した時であった。朝鮮人であると叱れなくなるとはどういうことなのか。W先生が言葉を継ぐ、「朝鮮人を私は知っています。父が長い間家を貸していた関係で、小さい時から知っています。ただ言えることはひがみっばい。こちらが朝鮮人であると思っていると、へんに意識して話を通じなくなる。だから、朝鮮人の生徒というふうに分けていくことは反対です。」敵意に近い発言が最初に出てきた。その後、そっとしておいた方がよいという意見が続いて私の提案はおしきられた。学年会20名の中で孤立したのを感じた。同僚の教師たちに、一人一人の生徒に即して話すことができておれば、もっと説得力をもったかもしれない。自分の内容以上の事は何ほどもでき得ない、という事態を思い知るしかなかった。

しかし、これほどまでにひどい学年会の発言になるとは思っていなかった。もう少し内容のある——たとえば、ひとクラスに集中するという提案を否決するにしても——議論ができるのではないかとひそかに期待していたのである。3人の教師とは在日朝鮮・韓国人的問題を話しえていたし、クラスに集中することなども検討していた。その2年前から歴史副読本（横浜の歴史）の関東大震災記述をめぐって、社会科部会の討論が続いていたし、職員会議で報告できたのもこの年度であった。学年会に民族教育資料を出したりもしていた。Y先生とも日常の意見交換はできていた。Y先生とは前年、ともに3年生を受けもち、N子という朝鮮・韓国人生徒はY先生のクラスであった。Y先生はN子の卒業証書に本名のみを書いた。慣行としては、本名・通称名併記だったにもである。その時、朝鮮人・韓国人的民族意識の強さといった話を体験のもとに述べてくれた。Y先生が学生のころ、それは戦時中で女子は短髪を強制されたという。統制の強い時代、しかも体育学校という規律きびしい中で、ただひとり朝鮮人級友のみが長い髪を守り通したという話だった。このような体験をN子の背後に見たからこそY先生

は本名による証書を出したのである。ところが、一年後のクラス分け討論となった時、噴き出してきたのが先の発言なのである。Mが朝鮮人である事実を知りたくない。見たくないという意識。「朝鮮人に対する民族差別は日本人の意識の中に、踏めども刈れどもその根はつきず、次々と芽をふく。」

一体、どうしてこのような事になってしまったのであろう。日本人学校への通学を余儀なくされている在日朝鮮・韓国人生徒たちが行くわすのは、このような日本人教師の群れなのである。何も変わらなかった一年、何も変えることのできなかった一年だった。Mの民族を知らないで成り立つ学校教育とは一体何なのであろう。私たちは、私たち教師が支えている学校、教育自体を、個々の生徒との関わりの中で、問い直さねばならないのではないか。在日朝鮮・韓国人生徒たちが、何を考え、何を思っているのか、通り一遍の姿から一步深めた理解にせまらねばならないのではないだろうか。

Tは性格検査の悩みの欄に「朝鮮人であること」と書いている。通称名で通ってはいるが、本名読みがニックネームのように使われている彼女は、クラスのリーダーでもある。一世の祖父母は、家庭では朝鮮語を話すし、父も朝鮮人であることを担任に堂々と話す。本人も民族団体の先生について文字の学習をしている。地理で朝鮮の学習をした時は、雑誌をもってきたり積極的に発言した。朝鮮人であることを表明しているわけではないが、最も隠すことの少い生徒である。このTですら「朝鮮人であること」を悩みとしているのだ。一人の生徒の「悩み」にすら、密着できない教師から、どんな教育がうみだされようか。

更に中学校段階では、在日朝鮮・韓国であることすら判らなくなっている現実がある。公簿の上から消し去る同化教育体制は昨年の在籍アンケート結果から明らかとなった。しかし、実はそのような体制も、先述した学年会の発言のような朝鮮人・韓国人という事実を意識の外へおしやろうとする日本人教師に

よって支えられているのだ。家出をくり返したAが、実は日朝混血の子であったことを知るのに一年近くもかかったのである。このような現実の中で、私たちは一人一人の生徒を見つめる作業をはじめなければならない。

(二) 在日朝鮮・韓国人生徒をクラスにもって

クラス担任としてはじめて、P、Sという2名の在日朝鮮・韓国人生徒を受けもった。Pはやんちゃな男の子。Sはおしゃれな数学の得意な女の子。Pは本名をすぐ答えた。小学校2年まで民族学校に行っていた。Sは本名を知らない。翌日、教えてくれる。母に聞いたという。家からアルバムを持ってくる。高校生の兄が韓国旅行に参加した時の写真である。表紙の裏にムクゲの花がのっている。ムクゲの花が朝鮮・韓国の花であることを話し、M先生にお願いして、ムクゲのさし木を30本ばかりする。「朝鮮民話」「ユンボギの日記」「生きることの意味」を順番に貸す。Sは3冊とも読破するのに、Pは一冊も読み切らない。朝鮮の地図を刷って、学習をはじめたが、やがて絶えてしまう。

Pのことについての、民族団体に仕事をしたこともあり朝鮮語も話せるばかりでなく読み書きもできるという母親との話では、「小5の妹は又朝鮮語を習いに行っているが、Pは学校の成績もよくないので、負担になると思い、習わせていない。やがて具体的なものに接してくれば、朝鮮語についても学ばせたい。」クラスの子もほとんど彼が朝鮮人であることを知っているし、本人も何のためらいもなく簡単に「オレ、朝鮮人だよ」と言うが朝鮮人差別の実態を知らないでいる。「頑張れば何とかなる」「朝鮮人といってからかわれたり、いじめられたりしたこともない」と言う彼を本名で呼ぶことは簡単だと思うが、日本人社会で朝鮮人が生きていくことの重みを本人が自覚していないことでちゅうちょしてしまふ。

Sは全く日本人の生活をしている。両親も朝鮮語をしゃべれないし、繊維関係の工場を経営していて、日本人従業員を10名程使っ

ている。相方とも、経済的には自信を持った生活を営んでおり、親に「このままでいいんだ」と言われた時に、私自身何もいえないでいる。子供自身の中から出てくる問題から出していけるだけの力量のなさを痛感している。

ある日、Pの友人となっている日本人生徒Uが私のところに来た。「Pは朝鮮人ですか」——本人に聞いたの？——「まわりで言っているから」「あの子が朝鮮人だったら遠くに行ってしまう気がするなあ。」日本人の子供が自分のクラスにいる朝鮮人の子供をどうとらえているのだろうか。

2学期になって、クラス全員の子供に高史明(コ・サミヨン)の「日本と朝鮮のかかわり」をプリントして読ませた。感想文を書かせると、一般的には戦争はよくないという反応だったが、「朝鮮人は可哀想」が5人「日本人として恥かしい」というような内容が4人あったが、他に特徴的反応をあげてみると「朝鮮人は日本人のドレイのように見えてくる。しかし、この差別を知り、抵抗をはじめている。そのことをエライ、勇気があると思った。」

「兄弟みたいによく似ている朝鮮人を殺し迫害してきたことに日本人としてやり切れない気持ち。」

「日本人の罪をつぐなっていくことが私たちの役目だと思う。」

「ひどいことをしてきた日本人たちは、自分が朝鮮人の立場に立って考えるべきだ。」

「私のとなりには朝鮮人が住んでいます。仲良くしている。そんな差別があるとは思われない。」

「イカリがいっぱい。差別をなくしていかなくてはならない。」

本に書かれている内容と、自分たちのクラスに朝鮮人がいるということのギャップを、どのように子供たちに意識化させていくのかあるいは私自身のことも含めて、残された課題である。

(三) 今、思うこと

就戦の決まった生徒に「おめでとう」と声

をかけた。「先生、オレをバカにする気が、」と向ってきたという。また、学校を休み勝ちになったので、問いただしたところ「学校は進学の話ばかりするのでいやだ。就職もおもしろくない」と答える。しかも、それが担任に対するはじめての意志表示だったという。私の分会で今年出された事例である。成績評価のみで進路を振り分ける進路指導の中で、生身の生徒の気持ちは怒りや反抗の声としてしか聞えないのだろうか。現在「低学力」の問題がとりあげられようとしている。しかし、それは単なる教科内容、教授法の改善といった技術論のみで解消するものではないと思う。ひとりの人間がどう生きていくのかを見つめることから問い直されるべきものであろう。ひとり、ひとりの生徒が、一体、何者であるのかそれを認識しあう関係の中で成りたつものであろう。

在日朝鮮・韓国人生徒を見ようとしめない教育とは実は、日本人生徒さえ見ることのできない教育なのではないか。

ニ 情報

■ 在日韓国・朝鮮人に住宅金融の道開かれる

このほど勤労者財産形成促進法(財形法)の一部が改正され、在日外国人も住宅金融公庫による住宅資金の融資が受けられるようになった。

これは、財形法改正で、一定の財形貯蓄を行っている勤労者に住宅金融公庫が住宅資金を融資する「財形持家個人融資制度」が新年度から発足し、この制度に関し国籍条項が附加されていないため。

公庫の融資は、その対象を「国民大衆」とし、在日韓国・朝鮮人、中国人は適用外であったが、今回の新制度発足にあたり住宅金融公庫と関係省(建設・大蔵・労働)が協議した結果、財形法は対象を「勤労者」とし対象

として国籍を問わないことになっているため
公庫法の適用でなく財形法を適用することにな
った。従って住宅金融公庫から融資が受け
られるといっても、従来の公庫の国籍条項は
そのまま残っていることになる。

しかし、これまでの行政差別撤廃闘争が、
こういう結果をもたらしたものであり、今後
他の行政面に波及することも考えられ、その
意義は大きい。

■酒田大火で被災した在日韓国・朝鮮人に公 庫融資適される

大蔵・建設両省は、昨年10月の山形県・
酒田大火で被災した在日韓国・朝鮮人に住宅
再建のための国民金融公庫、住宅金融公庫の
融資を特例として認めた。

酒田大火で被災した在日同胞は8世帯あっ
たが、この人たちは酒田大火被災在日朝鮮人
協議会を決議し、日本政府に対し日本国民と
同様の復興対策を要求してきた。また、これ
に呼応して酒田市議会も、3月末に日本国民
と同じに納税の義務を負っている在日朝鮮人
を差別するのはおかしいと政府への意見書を
決議し、大蔵・建設両省に陳情してきた。

■行政差別撤廃について国会で論議

去る3月15日、国会衆議院予算委員会
で社会党の上田卓議員が在日韓国・朝鮮人に対
する年金や住宅金融公庫における行政差別、
電々公社などの就職差別について政府の意向
をたどした。

これに対して、大蔵・建設両省の政府委員
は、「年金については在日韓国・朝鮮人は永
住性がないから対象にならない」、「日本は
住宅事情が悪いから、在日朝鮮人に住宅金融
公庫等の適用の意志はない」など、これまで
の姿勢をくずさなかった。

■韓敏央氏裁判

韓さん一家の「退去強制無効確認訴訟」の
第5回口頭弁論が3月10日、大阪地裁民事
第二部（石川恭裁判長）で開かれた。

今回は、原告（韓さん一家）側が、特在を

得た様々なケースを出しながら、被告（日本
政府）に対し、特別在留の許可基準を明らか
にするよう求めた。

なお、次回口頭弁論は6月28日に開かれ
る。

■金敬得氏、司法修習生として採用される

これまで民間連ニュースで「司法修習生採
用拒否事件」として、金敬得氏の「最高裁は
韓国籍のまま司法修習生に採用してほしい」
という訴えを紹介してきたが、最高裁はさる
3月29日の裁判官会議で金敬得氏を韓国籍
のまま司法修習生として採用することを決め
た。

しかし、最高裁の今回の措置は、最高裁の
正式発表によると「金氏については、日本国
籍を有しないことを理由としては不採用とし
ない」というものであり、金敬得氏や彼を支
援してきた学者、弁護士が主張してきた「外
国籍であるがゆえに修習生として採用しない
というのは違法である」との見解について、
最高裁は何らコメントしていない。このこと
について最高裁側では「裁判官会議の内容に
触れる」との理由で「日本国籍を有しない者」
という欠格事由の今後の扱いについて詳しい
説明を拒否している。そういった意味で、今
回の金敬得氏に対する司法修習生採用が一般
在日外国人にも適用されるものなのか、今後
の最高裁の対応を見守る必要がある。

■在日同胞被爆者問題

・原爆に被爆した在日韓国・朝鮮人は現在約
8千人いるが、この程、広島女子大学の小寺
教授（国際法）を中心とする学者、市民グル
ープがその実態調査活動を始めることになっ
た。小寺教授らは4月中にも調査活動を始め
る予定である。

現在、同胞や日本人で在日同胞被爆者に対
する救援を日本政府に求める運動が幅広く行
われているが、今回の調査活動は、それらの
運動に対する大きな支援となるだろう。

・朝鮮総連広島県本部の代表と、広島県朝鮮

人被害者連絡協議会代表委員の李実根（リ・シルグン）さんらは、4月25日、厚生省に渡辺厚相をたずね、「被害者援護法の早期制定と朝鮮人被害者への全面的適用」など7項目の要望を申し入れた。

■NHKに韓国語講座を

評論家の中野好夫氏ら「NHKに朝鮮語講座の開設を要望する会」の代表が4月4日、NHKに3万8千52人の署名簿をそえて申し入れを行った。これに対しNHKの坂本朝一会長、堀四志男放総局長は「NHKとしては外部の障害が除かれれば実施したい」と確約した。

NHKに韓国語講座の開設を求める運動は同胞サイドからも日本人サイドからもこれまで何回も起ってき、最近に至っては極めて広範囲の人々からの要望がNHKに対して寄せられるようになっている。しかしNHKのこれまでの対応は「韓国と北朝鮮とは若干の文法の違いがあるため不可能」という消極的な姿勢を通してきた。

今回の中野氏らの申し入れに対しても、相方が今後とも話し合うことになったものの、いつ頃開設されるか等の問題についてはNHKから明確な返答がなかった。

■本名称裁判

在日大韓基督教小倉教会の崔昌華（チョ・エ・チャンホア）牧師が起した本名称裁判は、すでに結審し、これに対して崔牧師は裁判の再開を求めているが、去る3月11日、福岡地裁小倉支部は、審理の再開は行わないと伝えてきた。

これに対し、崔牧師は3月25日に裁判官の忌避申し立てを行った。このため、3月28日に予定された判決公判は延期となった。

■樺太抑留韓国人問題

去る4月30日の参議員予算委員会で、在サハリン韓国人帰還問題について論議された。この中で鳩山外相は「4万余人の在留者のうち帰還希望者には積極的に入国審査をしてい

る」と述べ、この間337人の入国を審査し47人が審査を申し込んでいて、そのうち3人の日本帰還が決定していると明らかにした。しかし、鳩山外相は帰還が決った3人の氏名帰還時期などについては具体的に答えなかった。

【資料】

在日韓国人金敬得君の司法修習生採用問題に関する意見書（第四）

先に提出した第一ないし第三意見書を補充するものとして、この意見書を提出いたします。

一、「外国人弁護士」から「外国弁護士」への発展

「日本の国籍を有しない者」を司法修習生の選考欠格事由とすることが不合理であり、不適切であることは、従前の意見書ですでに申し述べましたが、日本における所謂「外国人弁護士問題」に関する議論についても、検討しておくことが必要かと思われます。

妹尾 「在日外国人弁護士の実態」（ジュリスト309号、1964年11月1日、資料35）および、児玉公男「日本における外国人弁護士の諸問題」（同誌427号、1969年7月1日、資料36）がこの問題を論じていますが、いずれも、外国の弁護士資格を有する者（日本国籍をもつか日本の弁護士資格はもたない者も含む）についてであります。すなわち、弁護士法旧第7条（資料37）によって日本における弁護士業務を許された者（正確には一項該当者と二項該当者がある）に関するものであり、今回の金敬得君がめざす場合の外国人弁護士とは、全く異った性質のものであります。

所謂「外国人弁護士問題」を考えると、外国の資格を有する外国人弁護士（＝外国弁護士）と、金敬得君のように外国人ではあ

ても日本の司法試験に合格し弁護士たらんとする外国人弁護士（＝外国人弁護士）とがあり、この両者は峻別されなければなりません。児玉論文には、たしかに「憲法を異にし、宗教を異にし、イデオロギーを異にする外国人に対し、これら以上に日本の憲法、日本の法律を尊重せよと要求することはできないし、これを期待することは主権者たる国民に対する保障をあやうくすることである」という指摘がありますが、これとても外国弁護士について述べられたものであって、外国人弁護士について述べられたものでないことは文意から明らかであります。

内外人平等主義が世界的潮流になりつつあることについては、第三意見書ですでに述べましたが、所謂「外国人弁護士問題」についても、こうした点わら論じられたものがあります。すなわち、福原忠男「The Status of Foreign Lawyers in Japan」（「日本における外国人弁護士の地位」）、日本国際法年報17号1973年、資料34）および、越川純吉判事「涉外弁護士」（ジュリスト584号、1975年4月1日、資料33）は、外国弁護士と外国人弁護士をはっきり区別して論じています。

福原論文は、「最高裁判所事務総局は、1955年「弁護士法」第7条削除の際、国会審議で表明された「司法試験に合格した外国人には日本の弁護士になる道が開かれている」との説明を全く無視し、このようにして、外国人が司法修習生となるいかなる可能性をも閉ざしたのである」と指摘した（同30頁）うえ、さらに「私見によれば、最高採判所事務総局は、1956年以降、何ら有効な権限を有することなく、採用選考公告において、国籍を要件としたのであって、かかる措置は違法であり、かつ廃止されるべきである」ときびしく批判しています（同31頁、注28）また、越川判事も外人に弁護士資格を認めるにつき「現行国内法の下で司法行政上の措置によってできる国もあろう」と指摘していますが、これは明らかに日本を指すものであり

最高裁判所の方針変更を期待していると考えられます。

さらに、注目すべきことは、右両論文は、外国人弁護士を認めるにとどまらず、一步進めて、外国弁護士の日本における活動をも容認すべき必要性が、国際交流の発展に伴って生じてきていることを指摘し、弁護士法旧第7条第2項の論旨を新たに生かすことを提言しています。

現にアメリカのニューヨーク州では、1974年4月23日に外国人弁護士法を制定し、アメリカへ来る直前最低5年以上の実務経験があり、同州の居住者（通常1年以上居住すること）である26才以上の者は、同州控訴裁判所の許可を得て同州で自国法についての法律コンサルタント限務に携わることができるようになりました。（資料32、76頁）。このことによって、わが国は、日米友好通商航海条約上の義務として、ニューヨーク州の弁護士にはわが国における活動を承認しなければならない立場に置かれることになりました。

右のように外国弁護士の承認すら現実の問題となっている今日において、それ以前の段階における外国人弁護士の誕生はこれを拒むべき何らの理由もありません。したがって、従来の最高裁判所の方針は早急に改められなければならないと考えます。

三、臨床研修医は外国人を排除していない

弁護士と医者とはよく並び称されますが、いずれも国家試験によって資格が付与され、片や生命に関し、片や人権に関し、ともに極めて重要な社会的責務を負う者といえましょう。医師の養成については、従来は医学部を卒業後1年間のインターンをおえた後に医師国家試験に合格して医師免許を取得していましたが、昭和43年の医師法改正（昭和43年5月15日、法47）によって現行制度に改められました。現行制度は、医学部卒業者はただちに医師国家試験を受け、合格者には医師免許が与えられるが、「免許を受けたあとも、2年以上大学の医学部もしくは大学附

属の研究所の附属施設である病院または、厚生大臣の指定する病院において、臨床研修を行なうように努めるものとする」(医師法第16条の2)となっています。

この2年間の臨床研修制度は、国費によって運営されることとなっていますが、法改正時の国会審議録(第58回国会衆・参両院社会労働委)によると、臨床研修医の処遇が問題となり、少なくとも司法修習生程度の待遇を与えるべき点が指摘され、両院はいずれも処遇改善の附帯決議を行なったうえで法案を採決しました。審議の時点では、臨床研修医の待遇は月額2万円前後でした(その時司法修習生は月額3万7千円)が、昭和52年度予算政府原案では、月額9万6千円となっており(司法修習生は昭和52年度月額9万4千7百円、ほかに諸手当)、両院の決議は尊重されています。なお、臨床研修医は、国立大学および国立病院では非常勤職員という扱いを受けています。臨床研修については、受け入れの病院へもかなりの財政援助がなされており、文字通り国費によって制度が維持されていますが、医師免許取得者であれば、外国人であろうともまったく同等に扱われています。

最高裁判所の説明にある「国家の費用によって養成する制度」であるという点では、臨床研修医も司法修習生とまったく同様であります。したがって国費の支給ゆえに外国人を排除するという論理は臨床研修医の場合に照らすと不当であることが明らかとなります。しかも、臨床研修医の場合は、医師としての資格取得後の非義務的研修であるのに対し、司法修習生の場合は、弁護士資格取得前の不可欠な義務的修習であることを考慮すれば、両者を比較して、司法修習生の場合のみ国費の支給ゆえに司法修習生から外国人を排除することの不合理性は一層明らかであるといわねばなりません。

三、在日朝鮮人と帰化

最高裁判所は司法試験に合格した外国人に対し、欠格事由の故をもって“帰化”を求め

てきましたが、在日朝鮮人にとって“帰化”——なかでも本人の自発的意思に基づかない“帰化”がいかなる意味をもつかについて十分留意する必要があると考えます。

日本においては、“帰化”とは、アメリカにおける“市民権の取得”などとは異なり、単なる国籍取得の意味を越えて“日本民族への同化”を意味するのが現実であります。このことは、法務省が、帰化を許可するについて、国籍法の規定にはないにかかわらず、姓名を日本式に変える(たとえば金を金山とか金田に変える)よう行政指導している事実からも明らかです(毎日新聞、1977年2月16日朝刊「日本人って何だ」資料39)。このように“帰化”が単なる国籍取得ではなく“名前も精神も日本人になる”ことを意味しており、しかも民族差別の事実が厳として存在している今日の日本においては、“帰化”は在日朝鮮人にさまざまな重い問題を投げかけています。例をあげれば、痛ましい焼身自殺をした早大の山村政明君の遺稿集「いのち燃えつきるとも」(大和書房1971年)および金清蘭さんの手記「朝鮮人の誇りと日本籍のはざままで」(婦人公論1977年2月号資料42)は、帰化が在日朝鮮人の心の奥底にどんなに深い傷痕を印したかを描き出しています。

そのゆえに、金敬得君は、朝鮮人に生まれた自分の生きる意義をつきつめて考えた末に今日のごとき日本的な意味の“帰化”を拒否したのである、と述べており(請願書、資料41、5頁)、金石範氏「在日朝鮮青年の人間宣言」(エコノミスト、1977年2月号、資料40)は、この間の金敬得君の心境を伝えています。

“帰化”に対する拒否の態度は金敬得君のみではありません。大阪市の孫連奎氏によれば、同氏の二男は、大学進学に当り文科系か理科系かの選択を迫られ、最高裁に問い合わせたところ、帰化しないと司法修習生にならないとの回答をうけて大きなショックをうけ帰化を肯んぜずに司法試験をあきらめたということです(毎日新聞昭和51年12月27

日、資料41、40頁)。また「アメリカの法律家」(資料22)の著者飯島澄雄弁護士によっても、同弁護士がアメリカ留学中机をならべた韓国人M(日本名道野守康)氏も、金敬得君と同じように日本で生まれ育ち、慶応大学法学部に進学して司法試験準備中、法務省から司法修習生になるため帰化するよう助言され、韓国籍に誇りをもつ彼は、受験を放棄し、自由を求めてアメリカに渡り、非常な努力のすえワシントン州の司法試験に合格して、韓国籍のまま弁護士となった、と報告されています(法学セミナー、1977年4月号掲載予定、資料32、65頁)。

このように、日本で生まれ育った前途有為の在日朝鮮人青年たちが“帰化”を拒否するゆえに、自己の志望をあきらめ、あるいは日本を去っていくという事実について、最高裁判所に対し、深い省察を求めたいと思います。

四 国際交流の進展の中で

国籍と司法修習生資格との問題は、単に在日朝鮮人、中国人など他民族のみの問題ではありません。

金敬得君の問題に取り組んでいる最中に、くしくも日本評論社、法学セミナー編集部からブラジルから一通の問い合わせの手紙が舞い込みました。その内容は、同誌1977年2月号138頁(資料31)に紹介されていますが、慶応大学法学部を中退してブラジルに渡った日本人ウチダシゲ氏が、今はすでにブラジルに帰化しているが、将来日本の弁護士資格を得たいと希望して、現在サンパウロ大学で司法試験の勉強中であるが、司法修習生になれるかどうか、という質問です。問題は正に日本民族自身の問題となっています。海外に発展している日本人の二世が外国で出生してその国の国籍を取得したうえ、教育のため日本に帰り、日本の大学の法学部を卒業して、司法試験に合格するようなケースなども今後みられるようになることが予想されるわけです。これらの人々を外国籍ゆえに排除してよいでしょうか。

時代は大きく移りつつあります。国際交流

の進展のなかで、経済活動の先端に立つのは弁護士であり、国際的人権問題の処理にあたるのもまた弁護士であります。日本人の海外発展にともない、国外にある日本人の権益を正当に擁護する必要も高まっています。

また越川判事が指摘しておられるように(資料33)、国際航空事故などで日本から外国へ訴訟を起した場合などに、日本人の主張をうまく代弁する人も必要です。外国における「日本人弁護士」(外国の弁護士資格を有する日本人)や「日本弁護士」(日本の弁護士資格を有し、外国で日本人と日本法に関し弁護士ないしコンサルタント活動を許された者)が必要とされるわけです(日米両国の弁護士資格をもつ伊藤迪子さんが「現代、1977年3月号にニューヨークにおける仕事ぶりを寄稿しています。資料42)。そのためには、日本みずから外国人弁護士や外国弁護士を認めなければならないでしょう。

最高裁判所が、20年前に司法修習生採用に国籍要件を設けた時代とはまったく違ってきている今日の世界の状況に正しい理解を示され、この際、右国籍要件を廃止し、金敬得君をして日本国内で弁護士として活躍できる道を開かれるよう切望してやみません。それは日本人にアメリカ弁護士の門を開いたアメリカ連邦最高裁判所にはるかにエコーすることであり、同時に日本人を在日65万朝鮮人との間の理解と共存によき途を開く所以でもあります。

以上

昭和52年2月

弁護士 原後 山治

弁護士 泉 博

愛知県立大学外国語学部助教授 田中 宏

弁護士 鈴木五十三

弁護士 杉田 光義

最高裁判所

長 官 藤林 益三様

【資 料】

在日韓国・朝鮮人の基本的人権の保障について

昭和52年3月26日

李 仁 夏 様
君島洋三郎

川崎市長 伊藤 三郎

1977年3月8日づけ要望のありました標記のことについて、私の基本的考えは、次のとおりでありますのでお示いたします。

御承知のとおり、わが国憲法は平和・人権・主権在民（自治）を謳い、極めて崇高な精神と内容を持ったものであります。しかしながら、現実の政治・社会の機構なканずく国民・市民生活において、この精神と規定が十分に生かされていないため、多くの障害や、不幸が発生していることを認めざるを得ません。

したがって、御指摘のような民族差別、偏見、無権利の状態が存在し、放置され、わが国の政治・社会もまた、その方向を助長してきたことは、大変残念なことであり、私たちの力不足でもあったと言えます。

しかし、過去の不幸な関係や実態を改善するための相互の努力が皆無だったわけではありません。もちろん不十分であったかも知れませんが、友好・親善・人権尊重にもとづく各種の行動や施策が講じられてきたことも、また事実であります。

私は、このまちに居住・通勤・通学する者はもちろん、単に財産を保有する者についても等しく「市民」と考え、それぞれにおける市民的権利と義務を平等にすべきであるとの基本的立場に立っております。したがって、川崎市における基本的条例としての「都市憲章（案）」についても、一切の差別と不平等を除外した内容として示しているところであります。

在日外国人について、前記「都市憲章」の草案では、次のような表現となっていたことを明らかにいたします。

第2章市民主権・自治、第13条（市外からの通勤・通学者および市内在住外国人）の第2項において

「市内在住の外国人は、平等の原則にもとづき、その基本的人権を享受するとともに、日本国の法令ならびに県および市の条例、規則を誠実に守り、かつ川崎市の都市づくりに協力する義務を負う」

この草案は一見、平等、非差別の表現として受けとれます。しかしながら、ことさらに市内在住の外国人として別項を設けること自体に、不平等と偏見・差別の思想を感じないわけにはまいりませんでした。したがって、すべて「市民」として統一すべきであるとの考えにより、外国人云々の表現を削除する内容としたのであります。

残念ながら、この都市憲章は、条例として制定されるまでに至っておりません。しかし私の市政に対する基本的な考えとしては生き続けているものであり、少なくともこの憲章案に示された方向を実現することが私に課せられた任務であるとの考えは、何等変わっておりません。

川崎市と、在日韓国・朝鮮人との歴史的な友好・親善関係をさらに発展させ、市民福祉の向上をめざして一層の努力を続けていくために、皆さんの御指導と御協力をお願いいたします。

今後の取り組みの具体化については、関係機関、団体、市民と協議することはもちろん各方面の協力を得ながら調査・研究と施策を前進させたいと存じます。

終りに、皆さん方の一層の御活躍と御健勝をお祈り申しあげますとともに、今後とも問題点の御指摘と御意見をお寄せくださり、民主的市政確立のために御協力いただきますようお願いして私のお答えといたします。

【資 料】

在日韓国人の生活擁護のための人権宣言

われわれ在日韓国人は、人間の尊厳性と生存の権利のための「人間解放」を宣言する。

日本帝国主義から「政治的解放」を闘い取ってから30余年、われわれは「大韓民国国民が日本の社会秩序下で安定した生活を営むため」の諸権利を確保すべき歴史的転換期にきていることを自覚し、このための闘争の隊列を整備せんとするものである。

われわれ70万在日韓国人は、義務の履行に見合う人間としての権利の保護を、日本国から受けていない。

200余項に及ぶ民族差別はわれわれに対する人権蹂躪であり人間虐待にほかならない。

われわれには「人間解放」の権利があるばかりでなく、それを闘い取るための闘争を行なうべき使命がある。

歴史はまさに人権と道義の時代に入っている。これは体制と理念を超えた全人類の願いとして、関心を集めている。

われわれ在日韓国人の持ち望んだ時代が到来したといえる。日本国に居住するわれわれの過去は、われわれが期待するようなものではなかった。日帝36年に継ぐ戦後の30余年われわれは不当な虐待のもとでかろうじて生存してきたに過ぎない。

われわれは歴史的かつ今日的な要請に応じ、われわれ在日韓国人に対する日本国のすべての差別と虐待を撤廃し、人権保障と道義的処遇を実現するための闘争を行なうものである。これはわれわれの義務にともなうものである。これはわれわれの義務にともなう正当な権利であり、真の韓日友好の基礎になるものである。また日本人自身にとっても、外国の人権論争に関心を示すより、身近にある在日韓国人の人権問題に良心をもって耳を傾ける方が、ずっと重要なことではなからうか。

「何人も人種、皮膚の色、性、言語、宗教政治上もしくは他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地または他の地位という

ようないかなる種類の差別も受けることなしに、この宣言に掲げられるすべての権利と自由とを享有する権利を有する」との世界人権宣言の基本精神に立ち戻り、われわれ自身と後代のために人間的諸権利の回復のための闘争に70万在日韓国人が結束し、関係国際機構の支援のもとで世界的連帯闘争を強化し、以下の事項を闘い取ることを約する。

1. 日本国は在日韓国人の歴史的背景を認識し、すべての面における人間差別を撤廃し内国民と同等な権利を保障すること。
1. 日本国は在日韓国人の生存と自由と身体の安全を享有しうる権利を保障し、非人道的または人間的体面を損傷するいかなる処遇をも撤廃すること。
1. 日本国は在日韓国人の自由な財産享有と労働と職業選択の公正な自由を保障すること。
1. 日本国は在日韓国人の人格の自由と発展に不可欠な経済的、社会的、文化的諸権利に対する制限を撤廃すること。
1. 日本国は在日韓国人の教育の自由を伸長し、社会的保護手段に対する平等な参加の権利を保障すること。
1. われわれ70万在日韓国人はわれわれ自身の諸権利を保障するため、日本国の法秩序によって許容されているすべての政治活動の自由を最大限に活用するものである。

1977年3月28日

在日本大韓民国居留民団

第27回定期中央委員会

在日韓国人に関する資料

在日韓国人の人口推移

年 度	居 住 人 口	増 加 人 口	備 考	注
1885(明18)	1	—	日本海軍絶影島侵入	※
1895(28)	12	11	日本軍、門妃虐殺	
1905(38)	303	291	保護条約、義兵闘争	
1907(40)	459	156	ハーグ密使事件	
1908(41)	459	0	東洋拓殖KK設立	
1909(42)	790	331	伊藤博文暗殺	
1910(43)	—	—	韓日併合、総督府設置、会社令公布	
1911((44)	2,527	1737	総督府各種法令公布	
1912(大 1)	3,171	644	土地調査令施行	
1913(2)	3,635	464	地稅徵收規定公布	
1914(3)	3,542	— 93	第一次大戰日本参戦	
1915(4)	3,989	447	日本精神を強要	
1916(5)	5,638	1,649	古蹟調査委員会設置	
1917(6)	14,501	8,863	朝鮮水利組合令公布	
1918(7)	22,262	7,761	土地調査完了、米騒動、世界大戰終結	
1919(8)	28,272	6,019	3・1 独立運動、渡航調節制度	
1920(9)	30,175	1,901	産米増殖計画着手	
1921(10)	35,876	5,693	朝鮮各地で労働スト	
1922(11)	59,865	23,989	渡航調節制度廃止	
			自由渡航制	
1923(12)	80,617	20,752	関東大震災	
1924(13)	120,238	39,621	各種労働団体結成	
1925(14)	133,710	13,472	渡航制限制度実施	
1926(昭 1)	148,503	14,793	京城大学設置	
1927(2)	175,911	27,408	日本経済恐慌発生	
1928(3)	243,328	67,417	土地改良令	
1929(4)	276,031	32,703	世界恐慌発生	
1930(5)	298,091	22,060	地方制度改正	
1931(6)	318,212	20,121	満州事変	
1932(7)	390,543	72,331	抗日バルチザン組織	
1933(8)	466,217	75,674	漁村振興計画	
1934(9)	537,576	71,359	産米増殖計画中止	
1935(10)	625,678	88,102		

1936(昭11)	690,501	64,823	祖国光復会創立	
1937(12)	735,689	45,188	日中戦争	
1938(13)	799,865	64,179	志願兵制公布	
1939(14)	961,591	161,726	国民動員計画, 創氏 改名 欧州戦争	
1940(15)	1,190,444	228,853	東亜日報廃刊	
1941(16)	1,469,230	276,786	太平洋戦争	
1942(17)	1,625,054	155,824	朝鮮語学会弾圧	
1943(18)	1,882,456	257,402	学徒兵制を強制	
1944(19)	1,936,843	54,387	朝鮮徴用令	
1945(20)	2,365,263	428,420	解放	※
8月	1,936,843	— 328,420	在日本朝鮮連盟結成	1
11月	1,155,594	— 781,247	朝鮮建国促進衝年同	2
12月	980,635	— 174,959	盟結成	3
1946(21)	647,006	— 333,629	在日本朝鮮居留民団	4
1947(22)	598,507	— 40,499	外国人登録令公布	5
9月	529,907	— 68,600		6
10月	508,905	— 21,002		7
1948(23)	601,772	93,600	民族学校弾圧	8
1949(24)	—	—	朝連に解散命令	
1950(25)	535,236	— 66,536	朝鮮戦争勃発	9
10月	464,277	— 70,959	民族教育弾圧強化	10
12月	544,903	80,626		11
1951(26)	524,700	— 20,203	出入国管理令公布	12
1952(27)	571,008	46,308	サンフランシスコ講 和条約発効	13 14
10月	535,766	— 35242	外国人登録法施行	15
	535,065	— 701	朝鮮軍事休戦調印	16
1953(28)	556,084	20,318		17
12月	556,090	6		
1954(29)	556,239	149	都立朝鮮学校廃校	18
9月	564,849	8,610	南日アピール	19
12月	556,173	— 8,676	東京韓国学園創立	20
1955(30)	564,222	8,048	在日本朝鮮人総連合 会結成	21 22
2月	567,053	2,831		
	539,635	— 27,418	日本共産党六全協大	23
	577,682	38,047	会(方針転換)	24
1956(31)	575,287	8,234	朝鮮大学校開校	25
1957(32)	601,769	26,482		26
1958(33)	611,085	9,316	共和国帰国運動起る	27

1959(昭34)	607,533	— 3,552	帰国協定調印, 帰国	28
	619,096	11,563	第一船新潟を出発	29
1960(35)	581,257	— 37,839	韓国4・19革命	30
1961(36)	561,452	— 19,805	韓国軍事クーデター	31
1962(37)	569,360	7,908	帰還協定延長	32
1963(38)	571,676	2,314	朝鮮人高校生に対する暴行続発	33
	573,284	1,608		34
1964(39)	578,545	5,261		35
	578,572	27		36
1965(40)	580,072	1,500	韓日会談反対の運動	37
	583,537	3,465	たかまる。	38
12月	585,278	1741		39
1966(41)	585,278	0	韓日条約・法的地位	40
	583,888	— 1,390	協定発効	41
1967(42)	586,208	2,320	韓日条約「諒解事項」	42
	591,345	5,137	発表	43
1968(43)	592,176	831		44
1969(44)	599,561	7385	出入国管理法案日本	45
	603,712	4,151	国会提出, 廃案	46
1970(45)	608,489	4777	朝鮮人高校生に対する暴行続発。	47
5月	610,751	2,262		48
12月	614,202	3,451	日立就職差別闘争始	49
1971(46)	622,690	8,488		50
1972(47)	629,809	7,119	7・4声明発表	51
1973(48)	636,346	6,537	金大中事件	52
1974(49)	638,806	2,460	日立闘争勝利判決	53
	643,096	4,290		54
1975(50)	645,222	2,126		55
	647,156	1,934		56
1976(51)	647,622	466		57

(注) 数字出典

※～※ 内務省警保局調査による

1. 法務省出入局管理局発表
2. 資源調査法による人口調査
3. 内務省警保局人口調査
4. 総司令部覚書による登録
5. 法曹時報(昭48年10月号)
6. 外国人登録令による最初の登録

7 臨時国勢調査

8 外国人登録

9 登録令改正により切り替えた登録

10 総理府統計局国勢調査

11 法務省調査

12 法務省調査

13 外国人登録

14 国家地方警察本部警備第二課「在

日朝鮮人の生活実態」

- 1 5 出入国管理—その現況と課題—
- 1 6 外国人登録
- 1 7 法務省調査
- 1 8 外国人移録
- 1 9 外国人登録
- 2 0 外国人登録
- 2 1 外国人登録
- 2 2 外国人登録
- 2 3 外国人登録
- 2 4 国勢調査
- 2 5 外国人登録
- 2 6 法曹時報（昭和48年10月号）
- 2 7 法務省出入国管理局調査
- 2 8 出入国管理とその実態（46年版）
- 2 9 外国人登録
- 3 0 出入国管理とその実態（46年版）
- 3 1 外国人登録
- 3 2 法曹時報（昭和48年10月号）
- 3 3 在日韓国人60万 洋々社
- 3 4 外国人登録
- 3 5 外国人登録
- 3 6 出入国管理とその実態（46年版）
- 3 7 法務省調査
- 3 8 出入国管理とその実態（46年版）
- 3 9 法務省調査
- 4 0 外国人登録
- 4 1 法務省調査
- 4 2 法務省調査
- 4 3 法曹時報（昭和48年10月号）
- 4 4 法務省調査
- 4 5 法務省調査
- 4 6 出入国管理とその実態（46年版）
- 4 7 民団中央調査
- 4 8 法務省出入国管理局調査
- 4 9 出入国管理とその実態（46年版）
- 5 0 法曹時報（昭和48年10月号）
- 5 1 出入国管理統計年表（48年版）
- 5 2 出入国管理統計年表（49年版）
- 5 3 法務省出入国管理局調査
- 5 4 出入国管理統計年表（50年版）
- 5 5 法務省出入国管理局調査
- 5 6 出入国管理統計年表（51年版）

5 7 法務省出入国管理局調査

〔参考図書資料〕

- ・在日朝鮮人処遇の推移と現状
法務研修所編 湖北社版
- ・出入国管理とその実態（昭和46年版）
法務省入国管理局編
- ・出入国管理 —その現況と課題—
法務省入国管理局編
- ・出入国管理統計年表 48年版、49年版
50年版、51年版
法務大臣官房司法法制調査部編
- ・在日韓国人60万 李煥著 洋々社
- ・在日朝鮮人の諸問題 佐藤勝巳編 同成社
- ・法曹時報 昭和48年10月号
- ・統一評論 1975年11・12月号
- ・その他

編 集 後 記

■在日韓国人の将来にわたる生き方を問う、といった論調の文や言を最近耳にし聞く。ドキッとさせられる思いである。民族の主体性とはいったい何なのか、主体性を構築すべき民族教育とはいったいどのような有りようをいうのか、はたまた、何を持ってして韓国人足りうるのか、立ち止まって考えて見ると、容易に回答することができない。複雑化しさまざまに屈折する在日二世三世の心情と現実を反映した民族運動、特に教育戦線、地域を拠点とした大衆運動の展開が重要である。それらの実践の試行錯誤のなかにこそ答が秘められている。世代の交替が進むなかで、一世にその展望と答を期待するのは幻想に等しいと実感するこのごろである。二世三世こそが展望を明かにすることができ、それがなし得たとき、はじめて、一世をのりこえて質量ともに二世の時代になりうる。

（B・J）

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆RAIK発行資料

- ・全国版－在日韓国人の闘争－児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録
№6 200円
- ・就職差別問題資料 ― 糾弾!! 労働省・労務行政研究所 №7 200円
- ・資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN : THEIR PROBLEMS 600円
- ・HOW LONG, O LORD : HOW LONG (樺太抑留韓国人問題) 400円
- ・民闘連ニュース 1号～2月号 (民闘連刊) 各150円
- ・第二回民闘連全国交流集会資料集 (民闘連刊) 500円

☆日立闘争関係資料

- ・原告 (朴鐘碩) および被告 (株式会社日立製作所) の主張
朴君を囲む会刊 (資料集№1) 300円
- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察 ― 解放後における大阪を中心に ―
朴君を囲む会刊 (資料集№2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝己 " (" №3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №4) 150円
- ・証言集4 李 殷 直 " (" №5) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆各運動体その他の発行資料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 100円
- ・エゴ (コゲ) 第1集～第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・第30号・第32号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- ・韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- ・緊迫した韓国キリスト者の叫び 日本カトリック正義と平和協議会刊 200円
- ・3・1 祈禱会事件により立件された司祭のためのミサ " 200円
- ・アジアの人権 1号～4号 アジア人権センター刊 各400円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・在日朝鮮人の日本渡航史 400円
- ・申京煥君の強制送還を許すな! №1～2 申君を支える会刊 300円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 " 150円
- ・申京煥君裁判資料 " 400円
- ・申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- ・申京煥裁判 証言集・第1集 申京煥を支える会刊 600円
- ・むくげ通信・合本 1976年版 №34～№39 むくげの会刊 600円

・人格権訴訟証言集 1・2	人格権訴訟を支える会刊	200円
・強制送還阻止! — 韓さん一家支援のために	韓さん一家を守る会刊	300円
・入管と縁を切りたい! №1~2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏改名を許すな!	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・きつつきの群れ — 京都韓国学園建設問題に関する資料集 —	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進! 7・20集会報告集	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 — 民族運動としての地域活動をめざして — 資料№1	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・行政差別撤廃運動 — 尼崎市闘争記録集 —	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 — 早稲田大学 同窓会七〇年史 —		2,500円
・日本における朝鮮少数民族 エドワード・W・ワグナー 著	湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	"	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年~1953年)	"	2,600円
・国籍と人権 崔昌華著	酒井書店	2,500円
・在日朝鮮人の諸問題 佐藤勝巳著	同成社	1,500円
・在日朝鮮人 — その差別と処遇の実態 — 佐藤勝巳著	"	2,300円
・日本人教師にとわれているもの 在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊		400円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말を返せ!の要求に応じて		400円
・民族学級をいかに進めようとしているか	資料集№ 1	400円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	" № 2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	" № 3	200円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか — 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 —	" № 4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	" № 5	300円
・今日の朝鮮民族差別 — 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る —	" № 6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	" № 7	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" № 8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 — 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって —	資料集№ 9	200円
・矢田チヨソン友の会“強制連行”の地へゆく	" №10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		200円
・사람 (サラム) 民話編1		150円
・ " " 2		200円

発行日 1977年 4月15日

№20号

頒価150円

發行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と關う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL. 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京 4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京 5-30268